

四万十町教育委員会会議録（令和 7 年 3 月臨時会）

1. 日 時 令和 7 年 3 月 1 9 日（水）午前 9：00～午前 10：30

2. 場 所 四万十町役場本庁西庁舎 3 階 防災対策室

3. 出席者

教育長	山脇光章				
教育委員	横山順一	谷口和史	野中裕子	西谷史	
事務局	教育次長	浜田章克			
	生涯学習課	課長	今西浩一		
	学校教育課	課長	長森伸一	副課長	真城和也

4. 傍聴者

0 名

5. 日 程

（1）開会

（2）教育長あいさつ

（3）会議録署名委員の指名 （谷口委員）

（4）議題

- ①承認第 1 号 専決処分の承認について
- ②議案第 1 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ③議案第 2 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ④議案第 3 号 四万十町就学指定校及び区域外就学事務取扱要項の改正について
- ⑤議案第 4 号 四万十町立小中学校薬剤師の委嘱について
- ⑥議案第 5 号 四万十町文化的景観整備管理委員会の委嘱について
- ⑦議案第 6 号 令和 7 年度教育行政方針について
- ⑧議案第 7 号 令和 7 年 4 月 1 日付け教育委員会事務局職員人事異動について

（5）協議事項

なし

（6）報告事項

校区外就学にかかる部活動状況報告について

（7）その他

- ①今後の日程について

6. 議 事

教育長 ： それでは、ただ今より 3 月臨時の教育委員会を開催します。

「承認第 1 号専決処分の承認について」から「議案第 2 号指定校区外就学申請の取扱

いについて」につきましては個人情報を含む案件でありますので、非公開とさせていただきます。

教育長： 続きまして、「議案第3号四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱の改正について」を議題といたします。

(事務局より、「議案第3号四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱の改正について」、を説明する。)

教育長： ただ今、議案第3号について説明がありました。この件についてご質問、ご意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第3号四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱の改正については、ただ今、説明のあったとおり、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員： はい。

教育長： なお、原案については字句等軽微な修正については事務局のほうに一任していただきますようお願いをします。

続きまして、「議案第4号四万十町立小中学校薬剤師の委嘱について」を議題といたします。

(事務局より「議案第4号四万十町小中学校薬剤師の委嘱について」、を説明する。)

教育長： ただ今、議案第4号について説明がありました。この件についてご質問、ご意見等はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第4号四万十町立小中学校薬剤師の委嘱について、ただ今、説明があったとおり変更し委嘱することについて承認してよろしいでしょうか。

全委員： はい。

教育長： それでは、「議案第5号四万十町文化的景観整備管理委員会の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(事務局より「議案第5号四万十町文化的景観整備管理委員会委員の委嘱について」、を説明する。)

教育長： ただ今、議案第5号について提案理由の説明がありました。文化的景観整備管理委員会委員の委嘱についてでございます。前回、委員長であった中越先生がお亡くなりになられて欠員が2名ということで、新たにこのお二方を新規として迎え入れた委嘱案件でございます。この件について何かございませんでしょうか。

谷口委員： ちょっと聞きたいのですが。文化的景観整備管理委員会ということで文化的景観は一応、四万十町で指定していると。例えば、こことこことか、そんなことに対して維持管理がなされているか、そんなところを見るわけですか。文化財は文化財として見ていくけど、そこら辺が分かりにくいので説明してもらえたらありがたい。

今西生涯学習課長： この委員会の内容でございますが、資料の 29 ページにあります、第 5 条が所掌事項です。まず 1 番目に、文化的景観の 1 号として景観の影響に配慮したいろいろな公共事業の具体的工法等を審議したり、地域資源としての景観の利活用、これは文化的景観の保存活用計画の中にあるようなものの内容についての意見をいただくような機会、それから三つ目が、景観計画の中に規定されているようなものに、例えば災害とか何かが起こって崩れてしまったりしたときの対処方法の検討で意見を聞くといったような、基本的には文化的保存の管理活用計画の中に書いている事項全体についての広く意見を求める機会で、どこのタイミングで意見を聞かかというところの判断は教育委員会に委ねられておりますが、概ね、そういった形で運用していくような委員会ということでございます。

谷口委員： 今まで第 5 条に抵触したような事例はありますか。

浜田教育次長： 工法を変更したというのがあったと思うが。擁壁をするときに、そのままコンクリでつくのではなく、一定、枠を組んで間に植物が生えるようなことをした例があったような気がします。

谷口委員： 例えば、そういう場合に、普通で言えば工事を一時ストップさせないといけないのでは。

浜田教育次長： 工事前に大体ね。

谷口委員： ということは、それを、言うたら、ここにかけるということになる、この委員会に。

浜田教育次長： 担当課から、こういう工事をしたいけどどうですかという話が来て、それで、こっちのほうがいい、これではいけないというような話をしてもらう。

谷口委員： やっている途中で、そういうことに気が付いてやったという事例はないか。言われてからやったとか。

教育長： 国の指定を受けた、四万十川流域を中心とした文化的景観、文化財です。前はそういう事例もあって、文化庁のほうから指摘を受けてやり直したというのがあったようです。ここ数年は公共事業がほとんどですけど、四万十川流域、浦越の沈下橋がまた落ちましたけど、その関係とか、土羽の部分、公共事業、災害復旧、そして個人の方は四万十川条例とかも、いろいろ絡みがありますけど、ほとんど公共的事業のところの説明、工法等の説明を事前に行って、箱物でいえば小野の中間管理住宅とか移住促進住宅的なところもやりました。

谷口委員： 小野の神社の横のどこ。

教育長： そもそも四万十川条例や、景観条例というのもありますし、県の条例もあります。そこらを加味してからここで事前に工法、工事の前に担当者で設計図も含め審議していただいています。

浜田教育次長： 三島のキャンプ場もやりましたが、屋根を直せと言われました。

谷口委員： 工期はの中で全部収まっていますか。例えば、そういうことが、注文というよりは指摘があって、その場合に工期が間に合わないとか、そういうことはないか。

教育長： それはないです。途中経過も含め報告もします。

谷口委員： 仮にうまく話し合いというよりは、途中で気が付いて工期に間に合わなかった場合は工期延長ということも可能ですか。

教育長： ものによってですね。

今西生涯学習課長： まずは工事をやろうとする前にお諮りをするので、そこでよろしいと言われた状態

で初めて着手します。

谷口委員： 途中ではないということですね。

今西生涯学習課長： 余程の事態が起こらない限りはないという。

浜田教育次長： 契約上、工期の延長がどうしても必要な場合は事業、繰り越して翌年にやるということできないわけではないので。天候の関係でどうしても、できない場合があるかも分からないが、基本的には工期、一回定めたところで何とかやってもらっている状況じゃないかなと思います。

谷口委員： 景観と文化財の保護とは、そういうすみわけですね。

教育長： 景観の中の文化財になるか、文化財の中の指定なのかがあれですけど。特に災害とかで、十和などで農地災とかで擁壁、石かけを造るに当たって、少し指摘もあってやり直した経過もあるようです。この委員会で協議、議論、審議いただきますので、担当課、担当者呼んで全て事細かく、専門の方が質問して、工法についても、今はそういうふうに行っていますので。来年度、そういう案件が、5市町の流域自体の計画、保存活用計画もありますので、5市町と足並みをそろえないといけない。その辺も加味してということです。他ございませんでしょうか。
それでは、議案第5号四万十町文化的景観整備管理委員会委員の委嘱につきましては、ただ今、説明がありました。27 ページ、6名の委員の委嘱について承認してよろしいでしょうか。

全委員： はい。

教育長： 続きまして、「議案第6号令和7年度教育行政方針の策定について」を議題といたします。

(事務局より「議案第6号令和7年度教育行政方針の策定について」、を説明する。)

横山委員： 8ページの下から6行目、この地域の夢でありとかという、夢でありというのは要りますか。

教育長： 地域の夢と宝である。

横山委員： 思いがあるのでしょうか。後ろにまた、夢と希望が持てるというのがある。夢でありというのはちょっと、思いもあるのでしょうか、抽象的なみみたいな。全然、あっても、思いがあったら別に必要だと思うのですが。

教育長： 地域の夢、一人一人の夢、重なるところもありますので、ここのニュアンスはちょっと。

横山委員： 5ページのかっこで再ってというのは再掲という意味ですか。

浜田教育次長： そうですね。

教育長： 教育振興基本計画もこうなっているので。

横山委員： 細かくてすいません。6ページの2の④の(1)多くの町民がというのがあり、機会を提供、他のところを見ると機会の、「の」か「を」か。今度の文章では「の」を使っている。提供で切れるのなら「の」でもかまわないのかと。すっきりして見やすくなりましたね。これも概要版も縦書きのほうが見やすい。

教育長： 西谷委員、ないですかね。特に子育て支援とかのほうで気になったところ。

横山委員： 不適切保育がないんじゃない。

教育長： 他ないですかね。細かいことでもいいですけど。

野中委員： 7ページの2行目の(2)のスポーツ指導者の育成というのは、5ページの(2)部活動の地域連携や地域移行に向けたということにも関連するのですか。部活動の地域移行になったときの指導者としてという方を今後、育てていくという、そういうのがここにも含まれているということですか。

教育長： もちろん、そうです。本当は組み合わせていろいろ書きたいのですが。

野中委員： 分かるのですが、伝わるのですが、それも入っているのだろうなと思いながら、そういうことでした。

教育長： いわゆる生涯スポーツの中に地域移行が少しあるだけであって、全体がないと地域移行、地域連携、地域展開ができないので、生涯学習のところの生涯スポーツのところは大枠でしか示してないですけど。

また気が付いた点があったらといっても、時間もありませんけど。こちらもう一度、先ほどご指摘のあった字句とか、少し修正して、正式なものを作りたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議案第6号令和7年度四万十町教育行政方針の策定については、ただ今、説明もありました。委員会の意見もいただきました。軽微な修正も含め事務局に一任をしていただき、この原案を承認していただけますでしょうか。

全委員： はい。

教育長： ありがとうございます。

続きまして、議案第7号については最後にいきたいと思います。

日程5協議事項はございません。

日程6報告事項、「①校区外就学にかかる部活動状況報告について」を報告案件とさせていただきます。別添の報告第1号の資料について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より報告事項「①報告事項校区外就学にかかる部活動状況報告について」、を説明する。)

教育長： 活動状況の報告でございます。この件について何かございますでしょうか。よろしいですかね。こういう状況ですので、報告第1号については以上で終わります。

続きまして、日程7その他に移りたいと思います。その他について、「いじめ防止基本方針について」を報告説明させていただきます。

(事務局より「いじめ防止基本方針について」、を説明する。)

教育長： 今、説明がありました、高知県自体が昨年12月に改定をいたしました。改定の内容については1ページにありますけど、新というところが一番の改定内容です。それを踏まえ町も町に置き換えて改定をしていくと。先ほど5ページについては正の数字ですので、この数字が先走っても非常に、特にこの時期は、ある特定の児童生徒の関

係もあるので、ここの掲載についてはこの間、四万十町いじめ防止対策協議会での協議会委員の意見もお聞きしましたので、ここは修正が必要と思います。

あとは県を町に置き換えての修正内容がほとんどでございます。また時間のあるときに見ていただき、来月５月頃には基本方針を確定したいと思います。

事務局のほうで、また修正案もお示しをさせていただきます。

今日すぐという話にはなりませんので、また時間のあるときに見ていただきたいと思います。よろしいでしょうか。他、事務局からはないですかね。

それでは今後の日程についてでございます。

(事務局より、今後の日程について説明。)

教育長　：　それでは、議案第７号を除く案件については終了したいと思います。

あとは、人事案件ですので、非公開とします。

(閉会)